

令和3年 4月1日 施行

小牧市

歯と口腔の健康づくり推進条例が制定されました





どうして条例ができたの?

歯と口腔の健康は、全身の健康に重要な役割を果たしています。 市民の皆さまが生涯にわたり、健康でいきいきと暮らせる社会の実現をめざし、 この条例が制定されました。



どんな条例なの?

歯と口腔の健康づくりを進めるための基本理念や市の責務、市民の皆さま、 歯科保健医療関係者、保健医療関係者、事業者の役割を明記するとともに、 小牧市の基本的な施策などが定められています。



みんなで一緒に取り組みましょう!

市民 ●歯と口腔の健康づくりに関する理解を深めましょう。 ●望ましい食生活を心がけましょう。 ●定期的な歯科健診を受けるようにしましょう。 ※生涯にわたり自ら積極的に歯と口腔の健康づくりに努めましょう。

小牧市

●関係機関と連携し、歯と口腔の 健康づくりに関する施策を実施します。







(医師、看護師、保育、学校関係者など)

- ●各業務において歯と口腔の 健康づくりに取り組みましょう。
- ●歯と口腔の健康づくりに 関する市民の取り組みを 支援しましょう。

事業者

- ●従業員の歯科健診の受診などを 積極的に働きかけ、歯と口腔の健 康づくりを支援しましょう。
- ●従業員の口腔管理についての 知識を深めましょう。

歯科医療等 関係者

(歯科医師、歯科衛生士など)

- ●適切な歯科医療や歯科保 健指導を提供しましょう。
- ●歯と口腔の健康づくりに
- 関する市民の取り組みを 支援しましょう。

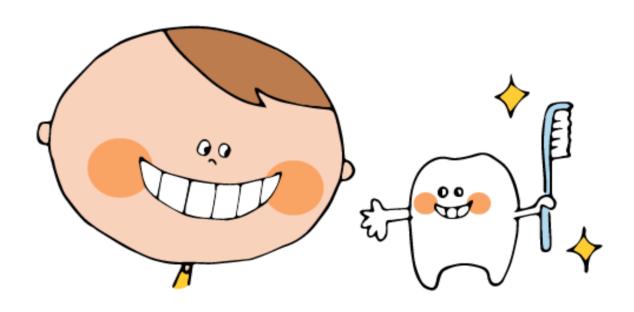


1 (0568) 75-6471



小 牧 市 歯と口腔の健康づくり推進条例

(令和2年12月17日公布/令和3年4月1日施行)



あなたの健康のために、できること。